特集:国際移民と越境する家族

ブラジル人家族と危機

----「1990 年体制」から 30 年の歴史の中で

池上 重弘 静岡文化芸術大学教授

キーワード:ブラジル人,世界経済危機,コロナ禍

1990年の改正入管法施行が契機となり、日系人の日本での就労が可能となり、ブラジルからの来日が急増した。1990年代半ば以降はブラジル人の家族滞在の増加と滞在長期化の傾向が認められるようになった。しかし、2008年のリーマン・ショック後の世界経済危機により、間接雇用の不安定な就労に立脚していたブラジル人の生活基盤は崩壊した。さらに2020年に深刻化したコロナ禍により、再びブラジル人の失業や生活の不安定化が起こりつつある。本稿では、3種類のデータに基づいて、これらの危機がブラジル人家族に及ぼした影響を明らかにする。国レベルの統計資料で日本に在留するブラジル人の年齢層や在留資格の状況を捉え、静岡県で2007年、2009年、2016年、2020年に実施された外国人県民対象の調査データから、ブラジル人のデータを抽出して就労や日本滞在予定等を明らかにする。さらに事例によってブラジル人家族の具体的対応を描き出す。定住化が進展する中で、就労業種の多角化に向けた動きや第二世代の労働市場への参入が認められる一方、労働市場から離れた高齢者をめぐる問題が深刻化しつつある。

1 はじめに

2020年の暮れも押し迫った 12月 29日夜、NHKBS1スペシャルで「ワタシたちはガイジンじゃない!」と題された約 2時間の番組が放送された。番組を紹介するNHKのサイトには「日系ブラジル人の『笑い』と『涙』の 30年間をイッセー尾形が一人芝居!脚本は宮藤官九郎!」とのコピーが付されている。芝居は、名古屋市内にあるブラジル人*1が多く住む団地の公園広場で 11月 22日に入場無料で公開上演された。1幕は「1990団地ゴミ捨て場」で、自治会長に扮した俳優が来日間もないブラジル人のロベルト(一人芝居のためロベルトの姿はない)を相手に、ゴミ捨てをめぐる「文化摩擦」を演じた。続く 2幕「1994 工場」、3幕「2008 公衆電話」で俳優はそれぞれ工場主任と現場監督に扮し、ブラジル人の置かれた当時の状況を描いてみせた。最後の 4幕「2020 私たちの団地」でやっと来日から 30年経ったロベルトが登場するのだが、コロナ禍の寒空の下、仕事を失い、ホームレスになった姿で故郷の家族に想いを馳せるさまが演じられた。番組は公開一人芝居

の模様と日本人・ブラジル人の観客のインタビュー、そしてドキュメント映像を織り交ぜて構成され、ブラジル人からみた日本を伝えようとしていた*2。

日系人の合法就労に道を開いたいわゆる「1990 年体制」(早川, 2020:77)を契機に、ブラジル等の南米諸国から来日する者が急増した。それから30年。この間に、2008年秋のリーマン・ショックに端を発する翌2009年にかけての世界的な経済危機による就労環境の激変、2011年3月の東日本大震災と原子力発電所事故に伴う就労環境の不安定化と社会不安、そして2020年初頭から続く新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会的・経済的危機状況がブラジルからの労働者とその家族を襲った。本稿は、それらの危機がブラジル人家族に及ぼした影響を明らかにすることを目的とする。ただし、静岡県西部地域を拠点に研究活動を展開してきた筆者は全国の状況を網羅的に把握しているわけではない。本稿には地域における定点観測的な限界がある点をあらかじめ伝えておきたい。

2 単身男性から家族への移住主体の変化

日本におけるブラジル人の状況を家族という観点からみる時、田島・山脇(2003)の時期区分が参考になる。まず1980年代初頭から1990年半ばまでの第一期は単身男性の来日が目立った。1980年代初頭から1987年頃までの第一期前期は農村部出身の一世が多く、日本国籍を有するため在留資格の問題もなく、日本語にも不自由がないため、短期の明確な滞在期間と目標金額を設定した上で家族を母国に残したまま単身で来日し、計画通りに目標を達成して帰国することが多かった。1988年頃から1990年半ばまでの第一期後期は、来日経験を持つ一世が日本とブラジルをつなぐ仲介役となり、都市部の一世と日本国籍を持つ二世が来日するようになった。1985年のプラザ合意以降の日本は好景気となって国内の未熟練労働者や半熟練労働者の不足が深刻化し、外国からの労働者に対する需要が高まった。かつては日本国内の出稼ぎ労働者を斡旋していた日本の仲介業者がラテンアメリカ諸国に赴き、デカセギを直接確保する事業に本格的に乗り出したのもこの時期であるが、第一期のデカセギ主体は単身で来日する一世ないし日本国籍を持つ二世であり、小規模なものであった(田島・山脇、2003:1-2)。「1990年体制」確立前のこの第一期は、ブラジルからのトランスナショナルな労働移動の萌芽期と言えるが、家族の軸足はしっかりブラジルに残っていた。日本国籍を持ち、日本語が理解できて、文化的にも日本社会と親和性の高い単身男性が短期間で入れ替わるため、ブラジルからの労働移動は顕著に可視化されたものではなかった。

田島・山脇 (2003:2) は 1990 年 6 月の改正出入国管理及び難民認定法 (以下,入管法) の施行から 1990 年代半ばまでの時期を第二期と設定するが、ここでこの時の改正のポイントを確認しよう。新しい入管法では、「不法就労者」を雇用した日本人雇用主に対する罰則規定を盛り込み形で「不法就労者」の排除を強化する一方、日系人とその家族の合法的な滞在と就労に道を開くことになった。それまでも日系二世(南米などに移住した日本人の子として外国で出生した者で日本国籍を保有しない者)には「日本人の配偶者等」の資格で滞在と就労が合法化されていたが、それに加えて新しい在留資格「定住者」が設けられ、二世の配偶者の非日系人や日系三世とその配偶者(非日系の場合も含

む),そして未婚未成年で就労していない子(四世)に「定住者」の在留資格が与えられるようになった。「定住者」は最大3年間(のちの改正で5年に延長)の在留が認められ、在留期間の更新も可能であった。「日本人の配偶者等」ないし「定住者」の在留資格を持つ者は、「永住者」と「永住者の配偶者」同様、単純労働も含めて就労に制限が課されなくなったため、あらゆる職種に合法就労することが可能となったのである(山田・黒木、1994:75-78)。この第二期には、ブラジル各地から来日するようになり、出身社会階層や来日動機が多様化した。20~30歳代の来日が主流となり、第一期と比べて大幅に若年化した。また、家族を伴ってデカセギに来る人々が現れはじめた(田島・山脇、2003:2)。

1990年代半ばから2000年頃までの第三期になると単身来日者の家族呼び寄せに加え、日本で結婚して家族形成する者も出てくるようになり、滞在長期化の傾向が見え始める(同上:2)。『出入国管理統計年報』の分析によりブラジル人の出入国ならびに滞在の量的・質的推移を検討した石川(1998)も、1990年以降のブラジル人の滞在形態は多様なパターンを示すと述べ、反復デカセギや若年層の短期デカセギのような短期滞在者がある一方で、家族デカセギ型の一部が長期滞在化している事実を指摘している。

梶田 (1998) は、1990 年代後半までの状況を踏まえて、通常の移民であれば数十年から百年近い年月をかけて移住先の国に定着し、子どもが生まれ孫が生まれるという長い時間の中である国の移住者の属性や志向性が変化してゆくが、日本におけるブラジル人の場合、デカセギ現象がブームになり始めてから 10 年ほどの短期間で、日本語ができ日本的価値観や行動様式になじみのある一世から日本語能力が限定的でブラジル的価値観や行動様式のほうになじみのある三世へと移住主体の世代や属性が急激に変化する「凝縮された移住サイクル」が生じたと述べている。

以上は2000年頃までの状況についての議論だが、ブラジル人家族のあり方という点では家族滞在の長期化傾向は2008年のリーマン・ショックまでの時期においても基本的にあてはまると考えられる。

次に全国レベルの統計資料から、ブラジル人の人数と属性の変化を把握したい。各年の『在留外国人統計』によれば、改正入管法施行直前の 1989 年末のブラジル人は 14,528 人だったが、1990 年末には 56,429 人、翌 1991 年末には 119,333 人と急増した。1990 年代から 2000 年代にかけて多少の増減を伴いながらも増加傾向が続き、2007 年末に 312,979 人でピークに達した。その後急減期を経て、ここ数年の増加傾向により 20万人を超えるまで復活した。2020 年 6 月末時点では、ブラジル人は 211,178 人で、在留外国人総数(2,885,904 人)の 7.3%を占める *3。

表 1 は 1995 年から 5 年ごとに 2015 年までの各年 12 月末までと 2020 年の 6 月時点で、ブラジル人の性別、年齢層別、在留資格別の人数と比率をまとめたものである。1995 年から 2020 年に至るいずれの時点でも性別比率に大きな変化はなく、男性が 55%前後、女性が 45%前後となっている。年齢層でみると、1995 年は 20 歳代が 36.0%、30 歳代が 24.3% と高い比率となっているが、次第に比率が低下する様子が見て取れる。とりわけ 20 歳代の比率の低下が著しい。1995 年と 2000 年を見比べると、 $0 \sim 9$ 歳が約 16,000 人、 $10 \sim 19$ 歳が約 10,000 人増加しており、1990 年代の家族滞在増加傾向がうかがえる。在留資格を比較すると、1995 年は日系二世の「日本人の配偶者等」

表1 在留外国人統計におけるブラジル国籍者の性別、年齢層、在留資格の推移

		1995 年		2000年		2005 年		2010年		2015年		2020年	
		176,440 人		254,394 人		302,080 人		230,552 人		173,437 人		211,178 人	
		(人)	(%)										
性別	男	101,648	57.6	140,485	55.2	166,250	55.0	125,291	54.3	94,433	54.4	114,468	54.2
別	女	74,756	42,4	113,909	44.8	135,830	45.0	105,261	45.7	79,004	45.6	96,710	45.8
	0~9歳	12,593	7.1	28,373	11.2	34,662	11.5	26,878	11.7	19,737	11.4	22,519	10.6
	10~19歳	18,562	10.5	28,425	11.2	29,346	9.7	23,763	10.3	20,990	12.1	24,238	11.5
年	20~29歳	63,564	36.0	75,960	29.9	80,278	26.6	45,566	19.8	24,340	14.0	28,634	13.5
年齢層	30~39歳	42,846	24.3	60,455	23.8	70,529	23.3	53,942	23.4	35,895	20.7	41,836	19.8
僧	40~49歳	24,363	13.8	36,211	14.2	49,959	16.5	43,458	18.8	34,236	19.7	41,011	19.4
	50~59歳	12,690	7.2	20,927	8.2	28,535	9.4	26,457	11.5	25,766	14.9	32,782	15.5
	60歳~	1,823	1.0	4,043	1.6	8,771	2.9	10,475	4.5	12,473	7.2	20,158	9.5
	永住者	474	0.3	9,062	3.6	63,643	21.1	117,760	51.1	109,361	63.1	112,521	53.3
在留資格	日本人の 配偶者等	99,803	56.6	101,623	39.9	78,851	26.1	30,003	13.0	14,995	8.6	17,898	8.5
格	定住者	69,946	39.6	137,649	54.1	153,185	50.7	77,359	33.6	44,827	25.8	73,550	34.8
	その他	6,217	3.5	6,060	2.4	6,401	2.1	5,430	2.4	4,254	2.5	7,209	3.4

注:2020年は6月末現在、それ以外はすべて12月末現在。

出典:各年版の『在留外国人統計』より筆者集計。

が約6割を占めていたが、その比率は2000年代に急激に低下したことがわかる。逆に「永住者等」は2000年時点までは3.6%にとどまっていたが、その後2005年には21.1%に増加、さらに2010年には50%を超えている*4。ブラジル人の場合、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」の三つの在留資格でほぼ95%以上を占め、身分資格による滞在が圧倒的多数を占めることが理解できる。これまで日系三世の扶養家族としての在留しか認められていなかった日系四世に対して、2018年7月から在留資格「特定活動」の下で就労する道が開かれた。ただし、18歳以上30歳以下という年齢制限に加え、「家族帯同不可」「入国時に日本語能力試験N4」といった要件があり、2年を超えて在留する場合はさらにN3レベルが求められる上、在留期間も5年に制限されている。これらの要件の他に入管手続きや生活を無償で支援する「受け入れサポーター」の確保も必要とされる(早川、2020:79)。こうしたハードルの高さのため、年間4,000人の人数枠が設定されたが、この枠組みでの来日は施行後1年で40人程度にとどまっており、2020年7月以降は新型コロナウイルスの世界的流行によりビザ自体が発給されていない*5。

3 リーマン・ショック直前のブラジル人家族

ではここで、2008年のリーマン・ショック直前の時期におけるブラジル人の就労形態と生活形態を概観しよう。

1990年のバブル崩壊に始まる1990年代は「失われた10年」とも表現され、日本の経済環境・労働環境が劇的に変化した10年でもあった。長引く不況のもと、製造業現場ではコストダウンの

要請が強まり、生産ペースの変動に合わせて流動的・可変的に調整しうる末端労働力を社外のプールから臨機応変に調達する生産形態が定着した。ブラジル人労働者の圧倒的多数は、間接雇用による「景気調整のためのフレキシブルなバッファ(緩衝)要員」として、製造業を中核とする地域労働市場の二重構造の中に分断・固定化されるようになった(大久保、2005:172) *6。

本節では大久保のこの指摘を静岡県レベルの調査結果から裏付けたい*′。筆者は、リーマン・ショックに先立つ2007年、リーマン・ショック直後で雇用環境が急変した2009年、アベノミクス景気で景気動向指数が高い水準にあった2016年、そして新型コロナウイルスの感染拡大が社会的・経済的に大きな影響を及ぼし始めた2020年に、外国人県民を対象とした大規模なアンケート調査を静岡県から受託して実施した。2007年の調査対象はブラジル人のみだったが、2009年以降の調査はブラジルを含む多様な国籍の外国人県民が対象となったため、今回の分析ではいずれの調査についてもブラジル人の無作為抽出分を分析対象とする。それぞれの調査の正式名称、対象、方法、今回の分析対象と回収状況は表2に、回答者の基本属性については表3にまとめた。

2007年の静岡県外国人労働実態調査のうち外国人調査(以下,2007年調査)では、国境を越えた移動に伴う職業移動と日本国内での職業移動について明らかにするため、ブラジルでの主な仕事、日本で初めて就いた仕事(日本初職)、日本での現在の仕事(日本現職)について、職種、業種、従業上の地位等を比較した。このうち職種については、工場労働などの技能労働・一般作業従事者はブラジルでは10.5%しかいなかったが、日本初職だとこれが76.3%にも及び、日本現職においても65.3%が技能労働・一般作業にとどまっていた。ブラジルで23.3%が従事していた販売・サービスは日本初職では1.7%、日本現職でもさほど比率は上がらず2.2%であった。一方、ブラジルでそれぞれ1割を超える人が従事していた専門・管理や事務については、日本ではほとんど見られない。このようにブラジルでは多様だった職種が、国境を越える職業移動の後は日本における労働需要の枠組みに吸収され極めて同質的になる状況が明らかになった。

業種についても、来日時は83.8%が製造業に従事し、その後の日本現職においても製造業が74.9%を占める。従業上の地位についてみると、正社員比率はブラジルでは32.8%だったが、日本初職では13.8%に低下し、日本現職でも11.0%と低い水準のままである。間接雇用比率は日本初職が71.9%と高く、日本現職でも65.2%とほぼ3分の2を占める。つまり、来日当初は大方のブラジル人が製造業現場で間接雇用の技能労働者・一般作業従事者として働くわけだが、問題はその傾向がほぼ変わらないことである。日本での滞在年数や個人の資質に関わりなく職業移動の機会が乏しく、製造業における「景気の調整弁」として生産構造に組み込まれたまま、極めて不安定な就労環境の中に置かれていることがわかる。職種、業種、従業上の地位に関する以上の分析から明らかなとおり、ブラジル人労働者については労働需要側の条件に規定された国際下降移動とその固定化が顕著である。

さらに重要なことは、ブラジル人労働者の多くが本来適用されるべき社会保障の枠組みから排除されている点である。健康保険(いわゆる社会保険)の適用事業所に雇用されているにもかかわらず加入率は低い(2007調査では33.1%)。ブラジル人労働者を雇用保険に加入させていない派遣会社も多く、失業したのに失業給付を受けられない者もいた。

表2 静岡県における4つの調査の対象、方法、無作為抽出による郵送法調査の回収状況

	2007 年調査	2009 年調査	2016 年調査	2020 年調査
【対象】	16歳以上の外国人 ブラジルのみ	16 歳以上の外国人 ブラジルを含む 全8か国	16 歳以上の外国人 ブラジルを含む 全8か国	16歳以上の外国人 ブラジルを含む 全9か国
【方 法】	郵送法:外国人登録原 票からの無作為抽出 配布法:小中学校・高 校経由(配布法による 回答分は今回の分析対 象としない)	郵送法:外国人登録原 票からの無作為抽出	郵送法:住民基本台帳 からの無作為抽出	郵送法:住民基本台帳 からの無作為抽出 オンライン回答用の QR コードも併せて同封 紙かオンラインのどち らかで回答
【今回の分析対象】 無作為抽出による ブラジル人を対象 とした郵送法調査 の回収状況	11 市から抽出 ブラジル 3,861 人 実配布数 3,698 部 有効回収数 1,090 部 回収率 29.5%	12 市から抽出 ブラジルは 4,000 人抽出 実配布数 3,236 部 有効回収数 836 部 回収率 25.8%	5 市から 5,000 人抽出 ブラジルは 2,000 人抽出 実配布数 1,953 部 有効回収数 500 部 回収率 25.6%	5 市から 4,000 人抽出 ブラジルは 1,419 人抽出 実配布数 1,419 部 有効回収数 542 部 回収率 38.2%

それぞれの調査の正式名称は以下の通り。

2007年調查:静岡県外国人労働実態調査(外国人調査) 2009年調查:静岡県多文化共生実態調查(外国人調查)

2016年調査:平成28年度静岡県多文化共生に関する基礎調査(外国人調査)

2020年調查:令和2年度静岡県多文化共生基礎調查(外国人調查)

いずれも調査時期は夏から秋にかけての時期である。

出典:以下いずれも筆者作成

表3 静岡県4調査における回答者の基本属性(性別,年齢層,在留資格,通算滞在年数)

	2007 年	調査	2009 年	調査	2016 年	調査	2020 年	F調査	
(1) 性別	n=1,025	%	n=836	%	n=498	%	n=538	%	
男性	578	53.8	449	54.0	249	49.9	279	51.6	
女性	497	46.2	383	46.0	250	50.1	260	48.1	
その他	-	-	-	-	-	-	2	0.4	
(2) 年齢層	n=1,025	%	n=836	%	n=498	%	n=538	%	
16~29歳	251	23.5	149	17.8	82	16.5	90	16.7	
30~39 歳	275	26.8	224	26.8	78	15.7	99	18.4	
40~49歳	286	27.9	259	31.0	126	25.3	122	22.7	
50~59歳	171	16.7	154	18.4	133	26.7	148	27.5	
60 歳~	42	4.1	50	6.0	79	15.9	79	14.7	
(3) 在留資格	n=1,056	%	n=791	%	n=492	%	n=536	%	
永住者	477	45.2	564	71.3	401	81.7	337	62.9	
日本人の配偶者等	207	19.6	106	13.4	16	3.3	24	4.5	
定住者	321	30.4	58	7.3	66	13.4	158	29.5	
その他	51	4.8	63	8.0	9	1.8	17	3.2	
(4) 通算滞在年数	n=1,004	%	n=807	%	n=496	%	n=530	%	
3年未満	136	13.5	39	4.8	10	2.0	67	12.6	
3年以上~5年未満	102	10.2	50	6.2	4	0.8	30	5.7	
5年以上~10年未満	273	27.2	157	19.5	22	4.4	32	6.0	
10年以上~15年未満	242	24.1	157	19.5	78	15.8	26	4.9	
15 年以上~20 年未満	250	24.9	358	44.4	119	24.0	76	14.3	
20 年以上	1	0.1	46	5.7	263	53.1	299	56.4	

各年調査のデータから不詳と無回答を除いて集計しているため、 n の値は設問によって異なる。

1990年以降の20年ほどの間で、滞在の長期化、家族滞在の増加、そして実態としての定住化の傾向がすでに顕在化していた。生活者としての側面の強化は、車や大型電化製品など耐久消費財の購入増加や家族呼び寄せによる生活基盤の移転によっても明らかである。ブラジル人集住地域ではブラジルの食材や物品はごく容易に入手できるし、ヘアサロンや旅行代理店など、ポルトガル語によるサービス産業も充実した。社会参加に必要な日本語を身につけるための体系的学習機会が保障されてこなかったこともあり、こうしたブラジル人コミュニティの形成は、他方で日本語習得の動機を弱めることにもなった。ブラジル人の多くは日本語能力が障壁となるため地域社会とは極めて限定的な接点しか持たないまま、滞在が長期化していた。

ブラジル人家族の場合,親の不安定な就業形態やそれに起因する頻繁な転居,そして将来的な見通しの不確実さが、子どもたちの教育にも色濃く影響し、不就学に陥るケースがある。また、日本の学校に通う子どもたちもいるが、学校現場での支援は必ずしも十分とは言えず、在籍しつつも不登校になったり、学業達成には程遠い状態のまま義務教育を終えたりすることも珍しくない。ブラジル人学校は1990年代半ばから設立が進み、リーマン・ショック前のピーク時は全国で100校を数え、日本の学校に受け入れられなかったり、不適応になったりした子どもたちの受け皿になっていた(榎井、2019:125)。もちろん帰国を前提としてブラジル人学校に通うのが建前だが、実際にブラジルでの進学につながるケースばかりではなく、卒業後も日本に残り、日本語能力や日本社会についての知識を十分に身につけないまま、親と同様に間接雇用による製造業現場の仕事に就労することが多い。

4 リーマン・ショック後の経済危機とブラジル人家族

(1) 帰国と日本残留の動向

2008 年 9 月のリーマン・ショックを皮切りに世界を襲った金融危機は世界同時不況をもたらし、日本経済にも未曾有の打撃を与えた。年末から年明けにかけ非正規労働者の失業が急激に増加して大きな社会的関心を呼んだが、輸送用機器関連や電気機器関連の製造業はとりわけ深刻な影響を受け、多くの派遣・請負労働者が仕事を失った。製造業分野において間接雇用の形態で労働現場に組み込まれていたブラジル人労働者は、日本を直撃した大波をまともにかぶって派遣切りや雇い止めの対象になった。ブラジル人家族の定住化が進みつつあったが生活の根底が崩壊し、ブラジル人学校を含むブラジル人向けのビジネスも一気に縮小した。

こうした深刻な事態に国もいち早く対応し、2009年1月には内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置、教育対策・雇用対策・住宅対策・帰国支援・国内外における情報提供を5つの柱とする「定住外国人支援に関する当面の対策」を発表した。それから2011年3月の「日系定住外国人施策に関する行動計画」に至るまで多様な施策が展開したが、2009年当初に開始された緊急施策のうち、主要施策となったのは(1)経済的理由によりブラジル人学校退学を余儀なくされた不就学児童生徒らに対する日本語等の指導を通して不就学の解消を目的とする「定住外国人の子どもの就学支援事業」(通称、虹の架け橋教室)、(2)帰国を希望する経済的困窮者に対して本人1人当たり30万円、扶

2007 年調査 2009 年調査 2016 年調査 2020 年調査 n=1.040n=810 n=481 n=506 % % % 直接雇用 (正社員) 120 11.5 142 17.5 118 24.5 141 27.9 直接雇用 (臨時雇用・パート・アルバイト) 67 6.4 100 12.3 70 14.6 57 11.3 間接雇用 711 68.4 294 36.3 194 40.3 208 41.1 自営業主 15 18 2.2 11 2.3 21 4.2 1.4 無職:仕事を探している 45 4.3 214 26.4 20 4.2 23 4.5 無職:仕事を探していない 13 7 37 3.6 3.5 1.4 学生 14 1.3 10 1.2 20 4.2 21 4.2 主に家事(2007年, 2009年は選択肢なし) 5.0 21 42 24 7 その他 (家族従業者を含む) 31 3.0 4 0.5 11 2.3 1.4

表 4 静岡県4調査における回答者本人の現在の就業形態

注:各年調査のデータから不詳と無回答を除いて集計しているため、nの値は各調査の有効回収数と異なる場合がある。

養家族については1人当たり20万円を支給する「日系人離職者に対する帰国支援事業」(通称. 帰国 支援).(3)日本での就労希望者に日本語教育と再就職につながる知識とスキルの習得につながる研修 を行う「日系人就労準備研修事業」(通称、就労準備研修)の3点であった。

世界同時不況によって引き起こされた厳しい雇用情勢を目の当たりにして、一家で帰国した者も 少なからずいた。当時は「ブラジルに向かう飛行機は片道切符の客で満席だ」というような声が聞 かれた。実際,各年の『在留外国人統計』 によると,ブラジル人総数は 2007 年末の 316, 967 人を ピークに 2008 年末は 312,582 人と約 4,000 人減少し、翌 2009 年末には 267,456 人と約 45,000 人 の大幅減少となった。『出入国管理統計年報』の各年版からもブラジル人の出国超過の状況がわかる。 2008 年は入国 69, 692 人, 出国 82, 514 人で 12, 822 人の出国超過, 2009 年は入国が 37, 380 人に半 減した上に出国が101.667人と跳ね上がり64.287人の出国超過となった。

世界同時不況の中、ブラジルでも失業者は急増しており、帰国しても仕事に就くのに困難が伴っ た。また,日本の治安の良さに慣れてしまうと,日本で育った子ども世代のみならずブラジルで 育った親世代もブラジルでの生活に神経がすり減ってしまうことが多い。さらに日本で育った子ど もがブラジルの学校になじめないという逆不適応の問題も生じた。子どもが日本の学校に通い、そ れなりに適応している家族の場合,できる限り日本にとどまろうと考えていることが多かった**。

以下では、2009年に実施した静岡県多文化共生実態調査の外国人調査(以下、2009年調査)のう ち、2007 年調査との比較が可能なデータを取り上げて比較検証する。就業形態を比較した表4に明 らかなとおり、ブラジル人失業者の比率は 2007 年の4.3%から2009 年の26.4%へと急増している。 間接雇用比率は68.4%から36.3%へとほぼ半減する一方。直接雇用比率(正社員と臨時雇用・パー ト・アルバイトの合計)は 17.9%から 29.8%へ上昇している。派遣や請負など不安定な間接雇用で働 いていた人の多くは失業したが、日本にとどまった者の中には相対的に安定した直接雇用(ただし、 ボーナスや年次有給休暇はない期間契約を意味することが多い)で就労していた者が多かった結果、全体 に占める直接雇用の比率が高くなったと解釈できるだろう。

今後の日本での滞在予定(表5)については、日本に永住すると回答した人が2007年の13.2%

表5 静岡県4調査における回答者の今後の日本滞在予定

	2007 年調査		2009 年	調査	2016年	調査	2020 年調査	
	n=1,066	%	n=805	%	n=495	%	n=534	%
日本永住	141	13.2	197	24.5	240	48.5	267	50.0
できるだけ長く日本滞在し その後帰国 ^(注1)	441	41.4	347	43.1	30	6.1	28	5.2
10 年以内帰国	99	9.3	45	5.6	28	5.7	30	5.6
3年以内帰国	219	20.5	108	13.4	22	4.4	17	3.2
母国と日本以外の国へ行く (注2)	13	1.2	5	0.6	-	-	-	-
わからない	153	14.4	103	12.8	175	35.4	192	36.0

注1:2016年調査,2020年調査では「10年以上」という選択肢。

注2:2016年調査、2020年調査では選択肢になし。

注3:各年調査のデータから不詳と無回答を除いて集計しているため、nの値は各調査の有効回収数と異なる場合がある。

表6 静岡県4調査における回答者の住居

	2007 年調査		2009 年	調査	2016 年調査		2020 年調査	
	n=1,067	%	n=828	%	n=484	%	n=534	%
会社の社宅や会社契約アパート	446	41.8	170	20.5	49	10.1	86	16.1
自己契約民間アパート	287	26.9	281	33.9	209	43.2	232	43.4
公営住宅	179	16.8	191	23.1	90	18.6	61	11.4
持ち家 (マンション含む)	94	8.8	147	17.8	114	23.6	127	23.8
友人宅等に一時滞在 (注1)	_	-	11	1.3	-	-	-	-
その他	61	5.7	28	3.4	22	4.5	28	5.2

注1:2009年調査のみ「友人宅等に一時滞在」という選択肢を設定した。

注2: 各年調査のデータから不詳と無回答を除いて集計しているため、nの値は各調査の有効回収数と異なる場合がある。

から 2009 年の 24.5%へとほぼ倍増している。一方,「3年以内に帰国」や「10年以内に帰国」という回答はいずれもほぼ半減している。ここから読み取れるのは、短い期間の日本滞在で帰国しようと考えていた人の多くはこのタイミングで帰国し、残った人の中には日本での永住を心に決めた人が多かったという点である。しかしその一方で、「いずれは帰国するが、できるだけ長く滞在」と回答した人が 2007 年も 2009 年も 40% 台前半となっている。また、「わからない」と回答した人は 2007 年で 14.4%、2009 年で 12.8% おり、先の「できるだけ長く滞在」と合わせると 2007 年、2009 年ともほぼ 56%に達しており、この先どうするか見通しの立たない人や日本での生活に満足してはいないがブラジル帰国も不安に感じている人が多いと理解できる。

住居について比較した表6からは、派遣・請負会社の社宅や会社契約のアパートの比率が2007年の41.8%から2009年の20.5%にほぼ半減していることが見て取れる。会社契約の物件は入居手続きを自分で行う必要がなく、初めて来日するブラジル人はもちろん、日本国内を移動する場合でも便利な居住形態と言える。しかし一方、その会社から解雇されると自動的に退去を迫られるため、雇用環境が流動的な場合は大きなリスクを抱え込むことになる。とくに家族帯同者の場合はそうしたリスクに敏感にならざるをえない。自分で契約する民間アパートと公営住宅の比率がそれぞれ7ポイント、6ポイント上昇しているのはこうしたリスクへの対処の現れだろう。持ち家比率につい

ても、2007年の8.8%から2009年の17.8%へとほぼ9ポイント上昇している。2009年調査の段階で持ち家と回答した147人について今後の滞在予定を比較すると、「永住」が53.7%で最も多く、「できるだけ長く滞在」が22.4%と続く。経済危機以降も日本に踏みとどまった持ち家層の定住志向の強さがうかがえる。

(2) 帰国を選択した家族の事例

間接雇用の不安定な就労環境の中にいるブラジル人の場合、失業や生活苦などの経済的要因と家族関係や友人関係など人間関係のストレスが重なると、精神衛生に甚大な悪影響が及ぶことがある。 筆者が浜松市精神保健福祉センターから受託して2009年度に実施した調査*9から、かなり深刻だった事例を紹介しよう。なお、本稿の4事例ではプライバシー保護のため、人名はすべて仮名となっている。

事例1 (池上, 2010:50-54)

40代後半のマリアさんは非日系人で、再婚した日系人の夫と息子と共に、友人から渡航費用を借金して2006年に来日した。来日後すぐ、ブラジル人学校に通う息子が糖尿病にかかり、続いて自分と夫も同じ病気にかかった。夫婦で働いても治療費が重くのしかかり、ブラジルに残してきた娘たちと母親への送金も負担となった。言葉の壁もあり職場ではいやがらせも受けたが、借金返済や治療費用のため働き続けた。職場で手の指に大けがを負い、重い後遺症が残った。派遣会社の寮から退去させられ自分でアパートを借りたが、家賃負担が大きく食糧にも事欠くようになった。指のけがの労災慰謝料請求で通訳を担当したブラジル人の知人に慰謝料の半額をだまし取られ、同胞でも信じられなくなった。

2008年のクリスマスの頃、帰国する人たちの話を耳にするようになってから、無気力、寂寥感などうつ病の症状が出始めた。その頃、住む場所がなくなった近所のブラジル人たちが自分のアパートに転がり込んできた。多いときは16家族が泊まったこともある。帰国する子どもが泣く姿を見て、マリアさんもかなり落ち込んだ。2008年に脳卒中で倒れた母が2009年にブラジルで亡くなったが、自宅に泊まっている友人もいたし、帰国の費用もないため、母の葬儀に参列できず、世界が粉々になって崩れてきたように感じたという。

夫は来日以来ずっと同じ工場で働いていたが、不景気の影響で2009年に請負会社から解雇された。お金がなくて糖尿病の受診も思うようにできず、生活も苦しい。絶望感、孤独感、無気力、寂しさで気持ちがボロボロになり、2009年10月からうつ病の治療を受けるようになった。薬も服用しているが、時折自殺を考える。国の帰国支援事業に申請して2010年3月に帰国することにした。

マリアさんのこの事例は、自身と家族の病気や、重いけが、人間不信、夫の解雇による経済的困 窮など複合的要因が重なって自殺念慮に至る事例であった。ブラジルに残してきた娘たちや母親へ の送金などトランスナショナルな家族の関係が築かれていたが、日本での生活基盤が崩壊した結果 トランスナショナルな関係の維持は困難になり、帰国決意に至った。

(3) 日本残留を選択した家族の事例

リーマン・ショック以降の雇用環境激変を経験したブラジル人は、日本語能力が再就職における 決定的要因となることを認識した。請負会社側もこの時期を振り返って、「派遣切り」が続く中で も従前の職場に残ることができたのは、日本人社員と同等の業務知識を有する人や日本語を理解し 仕事の変化についていけた人、そして前向きに危機感を持って仕事をしていた人であり、そうした 状況を反映して、日本語を習得して雇用の選択肢を増やそうとする人や就職活動・職業訓練等に積 極的に取り組む人、そして安定性を優先して仕事を選ぶ人が増えたと述べる*10。次に紹介するのは、 そうした家族の事例である。

【事例2】*11

44歳のアントニオさんは妻と6人の子どもと浜松市内で暮らしていた。約10年間自動車部品工場で派遣労働者として勤務していたが、2009年2月に派遣契約が切れ失業した。失業期間が長引いて2006年に購入した住宅のローンが滞るなど家計を圧迫したため、ポルトガル語と英語、日本語の堪能な長女のミユキさんが高校3年になる直前に休学を決め、市内の家電量販店でアルバイトをしながら家計を支えた。以前から日本で暮らし続けることを決めていたアントニオさんは、浜松国際交流協会が企画する失業者向けの「シャンセ!日本語教室」で日本語を学びながら就職活動を続けた結果、市内のホテルに正社員として採用され洗い場の仕事に従事するようになった。採用面接の最後に一言求められたアントニオさんは「娘に教育を受けさせたいです」と伝えたという。

長女のミユキさんは1年間の休学ののち高校3年に復学し、その後市内の4年生大学に進学した。卒業後はブラジル人利用者も多い金融機関に正社員として就職し、窓口業務を担当している。

事例中の「シャンセ!日本語教室」は就労準備研修のプログラムのひとつで、日本語教育のみならず実際に企業や介護事業所での職場体験を組み入れた研修となっていた。ブラジル人のネットワークの中では製造業の仕事しか情報が回らないが、就労準備研修のような機会に日本人との接点を持つことで製造業以外の仕事にも就業機会が開かれていることを知るブラジル人も少なくなかった。

5 2010 年代のブラジル人家族

リーマン・ショック後の深刻な不景気からの回復のきざしが見え始めていた 2011 年 3 月に日本を襲った東日本大震災と原子力発電所事故は、地震・津波・放射能汚染による複合的かつ甚大な被害をもたらした。震災直後、中国大使館やインドネシア大使館は東北地方で生活する自国民救出の

ため大型バスをチャーターしたりして国外脱出を促した。また、自主的に帰国した外国人も少なくなかった。しかしブラジル外務省と駐日ブラジル大使館は冷静な対応を呼びかけ、日本各地でブラジル人による各種の支援活動が展開した*12。これらを日本における定住意識の現れと理解することもできるだろう。

とはいえ,各年の『出入国管理統計年報』をみると、2010年代前半はブラジル人の出国超過が見て取れる。その規模は先にみた2009年の64,287人減ほどではないが、15,445人減 (2011年)、4,714人減 (2012年)、5,777人減 (2013年)、2,574人減 (2014年)と続き、2015年にやっと2,212人増に転じる。ブラジル人の在留人口も2015年12月末が2007年末以降最少の173,437人で、それ以降は増加に転じた。2010年代前半の減少期も定住志向のブラジル人は日本に残留したようであり、2010年と2015年の在留資格のうち永住者を比較すると実数では微減しているが、比率は51.1%から63.1%に上昇している(表1)。

2015 年から 2020 年にかけての 2010 年代後半は製造業の人手不足を反映して入国者超過が顕著である。2015 年以降,入国者のほぼ 6 割が新規入国となっているが,これは全く新たなブラジル人が来日しているのではなく,かつて日本で働いていて帰国時に再入国許可を取らずにブラジルに戻った人たちが,ブラジルの景気悪化と日本の好景気を背景に再び日本に入国しているものと思われる *13。2015 年から 2020 年にかけて永住者の比率が 63.1%から 53.3%に低下し,定住者の比率が 25.8%から 34.8%に上昇しているのは,新たな入国者が増えている状況を反映しているからだと考えられる (表1)。

イシ (2009) が描くようにブラジルに帰国した人がビジネスで成功を収める場合もあるが、リーマン・ショック後の雇用環境激変で帰国した人たちの中にはブラジルでの仕事に慣れず思うように収入を得ることができなかった人や事業に失敗した人も多かった。こうした人たちの多くはできれば日本で永住したいと考えて子どもを帯同して再来日する。

2009年調査と2016年に実施した平成28年度静岡県多文化共生に関する基礎調査の外国人調査(以下,2016年調査)及び2020年に実施した令和2年度静岡県多文化共生基礎調査の外国人調査(以下,2020年調査)で今後の日本滞在予定を比較すると、日本永住との回答は2009年調査24.5%、2016年調査48.5%、2020年調査50.0%と顕著に上昇している(表5)。就業形態については、直接雇用(正社員)比率が2009年調査17.5%から2016年調査24.5%、2020年調査27.9%と徐々に上昇している(表4)。両調査とも間接雇用比率は40%程度で2009年調査と比べると高く見えるが、世界経済危機前の2007年調査の68.4%と比較すると、30ポイント近く比率が低下したことがわかる。また送金金額についてみると、2007年調査(n=459)では「していない」が37.3%、「月に5万円未満」が29.6%、「月に5万円以上」が33.1%で、送金している人が6割を超えていた。一方、2016年調査(n=483)では「していない」が68.0%、「月に5万円未満」が21.9%、「月に5万円以上」が10.1%で、送金している人はほぼ3割に減少した。生活の軸足が日本に移った家族が増加していることがうかがえる。

6 コロナ禍の中のブラジル人家族と高齢化

(1) コロナ禍の影響と各種の支援

2020 年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下, コロナ禍)は、日本で暮らすブラジル人家族にも大きな影響を及ぼした。とくに2020年4月の緊急事態宣言発令に伴い、ブラジル人が多く働く製造業では工場の一時閉鎖や輸出入の制限等により大幅な減産を余儀なくされ、それに伴い間接雇用で働くブラジル人労働者の雇止めや就労時間の縮減が顕著になった。派遣・請負で働く労働者の場合、解雇と同時に会社の寮や社宅を退去しなければならないし、収入減少により賃貸アパートの家賃支払いや住宅ローン返済が滞る場合もある。ブラジルから来日間もない人たちは雇用保険の失業給付金を受けられず、失業すると生活困難に陥る。緊急事態宣言発令直後は日々の食糧確保に困難をきたす者もあり、各地で臨時のフードバンクが立ち上がり困窮者に食糧を提供する役割を担ったが、必要な家庭に十分な量が行き渡る状況にはほど遠かった。

コロナ禍でブラジル人家族が置かれた状況をリーマン・ショック後の世界経済危機の折と比較してみると、次の6点を指摘できるだろう*14。

第一に、帰国という選択肢がほぼありえないという点である。母国ブラジルのコロナ禍の影響は 日本をはるかに凌ぐ勢いですさまじく、また両国を結ぶ航空便も著しく減便しているため、日本に とどまって先行きの見えないコロナ禍の不安な状況を乗り切るしかないのが現状である。

第二に、製造業現場では技能実習生をはじめアジアからの若い労働力の参入が進んだため、特定の技能や高い日本語能力のない50代半ば以降のブラジル人がひとたび失業すると、次の仕事を見つけるのがなかなか難しく、ブラジル人の高齢化が進む中、失業がこれまで以上に脅威となる点である。

第三に、政府による各種給付金が当面の経済的支えとなった点である。特別定額給付金(1人につき10万円)や子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人につき1万円)等は生活維持に有用だったし、事業継続を支援するための持続化給付金等はブラジル人の雇用維持に一定の役割を果たした。行政機関からの多言語での情報発信やSNSでの情報流通もあり、こうした支援策の情報がブラジル人コミュニティ内で浸透したし、ブラジル人や日本人のボランティアが書類提出をサポートするような動きも見られた。

第四に、これまで以上に脱工場労働の動きが加速している点である。とくに 40 代から 60 代の女性は介護分野への参入を目指して積極的に研修を受ける傾向があり、ハローワーク浜松が開催する介護講座は毎回ほぼ満席になるという。ほかにもコンビニやホームセンターなどの販売業等への転職を希望する者も多くなっている。

第五に、2020年3月から3か月間、文部科学省の要請によって実施された義務教育学校の全国一 斉臨時休校が子どもたちの教育に甚大な影響を与えた点である。新入生は言うに及ばず、進級した ばかりでクラスにも慣れていない中、対面での丁寧な指導を受けることができず、学力面で大きな 不安を抱える子どもが多い。NPO等がオンラインで指導する形態は世界経済危機時にはなかった新 たな展開だが、その場合も自宅でオンライン通信ができる環境がないと取り残されてしまう。世界 経済危機時のような規模ではないが、学費が払えずブラジル人学校を退学して不就学になっている 事例もある*¹⁵。

第六に、ライフプランへの関心が高まっている点である。静岡県では県が支援する形でブラジル 人学校でのキャリア教育を始め、正規雇用の促進に向けた研修を行っている。また、浜松市外国人 学習支援センターが信用金庫と連携してマネープランの講習を行うなど、日本での生活継続を前提 とした将来展望に資する講座の需要が高い。定住志向の高まりを背景にしていると言える。

(2) 孤独な高齢者の事例

コロナ禍の影響については、「じわりじわりとやってきたので対応する時間的余裕があった」、「夏前には少しずつ求人が回復してきた」「リーマン・ショックほどの心配は不要」といった楽観的な見方をするブラジル人もいるが、2021年1月時点で再度緊急事態宣言が行われ、宣言の対象となっていない地域でも県独自の自粛要請等が出されている事情に鑑みると、今後さらに深刻な状態に陥る可能性も否定できない。まず、最も脆弱性の高い単身高齢者が失業した事例を紹介しよう。

【事例3】*16

現在67歳のパウロさんは、ブラジルでは妻とその連れ子と住んでいた。1995年頃、単身で来日し、浜松市の業務請負会社に雇用されて工場のライン業務に従事していたが、リーマン・ショックのあと浜松での仕事を失い、つてを頼って静岡県東部のある市に移って間接雇用形態で働いた。しかしコロナ禍の影響により2020年春に10年ほど勤めた工場での仕事を失った。それ以前も週に3日ほどしか仕事がなかったが、完全に解雇されたため、仕事も、住む場所も、食べるものもなくなった。

ブラジルに住む妻とその連れ子とは十数年連絡を取っていないし、今では連絡先もわからない。日本で苦境に陥っても長年にわたって音信不通の妻や連れ子に頼ることはできない。コロナ禍でブラジル帰国もままならないし、帰国費用も捻出できない。浜松に行けば何とかなると思い、20万円ほどの現金を持ってやってきたが、安宿に泊まりながらあちこちで仕事の面接を受けても、年齢が高い上に日本語をあまり話せないため採用には至らず、そのうち所持金も底をついて駅で毛布をかぶって寝る路上生活に入った。

駅南にあるエスニック・ショップに毎日のように来ていたため経営者は顔を見知っていたが、いよいよ生活が困窮したため、経営者が同行して市役所で生活保護申請を試みた。しかし現住所が浜松市ではないため、浜松市での生活保護認定には至らなかった。生活困窮者を支援するボランティア団体の日本人女性がそうした状況を見かねて本人を連れて現住所のある市の市役所に行き、浜松市内に住所を変更する手続きをとったため、浜松市で生活保護を受けることができた。パウロさんは酒をよく飲み、アルコール依存症に近い症状がある。他にも持病があるようで健康面でも不安を抱える。

この事例のパウロさんは家族との絆が失われ、ブラジルに帰国することもできない。健康面の不安が今後さらに深刻化する恐れもあり、日本の福祉制度に頼るしかない状況である。パウロさんはブラジル人のエスニック・ショップ経営者や日本人の福祉ボランティアとの出会いにより日本の福祉制度の網にかかることができたが、そうした人的ネットワークを持たない単身高齢者の問題が今後さらに深刻化するおそれがある。

(3) 第二世代が働いている家族の事例

改正入管法施行から30年が経過する中で、デカセギの子ども世代(第二世代)の就労現場への参 入が増加している。親世代が就労現場から撤退せざるを得ない状況になっても、子ども世代が働い て家計を支える場合もある。以下はそうした家族の事例である。

【事例4】*17

静岡県西部の磐田市に住む55歳のマルコスさんは1992年に夫婦で来日した。当初は目標金額が貯まったら2年ほどで帰国するつもりだったが、請負会社との短期契約を重ね、28年間同じ部品工場で勤務していた。1998年に生まれた双子の息子とその後生まれた娘の5人家族である。子どもたちが日本にいたいと希望したため、日本にとどまる決意をした。市内の公営住宅に長く住んでいたが、2018年に一戸建ての自宅を購入した。約1,800万円の25年ローンの返済は重く、妻のパート代と貯金を取り崩して支払っている。しかし、2020年3月、コロナ禍の影響を受け退職合意書にサインすることを求められた。あと1か月雇用が続けば雇用保険の受給対象となるところだったが、それは叶わなかった。50代半ばになると工場勤務の年齢制限に抵触することが多く再就職先を見つけるのは難しかったが、2020年11月には生産量が回復してきた元の職場に復帰できた。

双子の息子たちは中学校卒業後、派遣会社に勤め、輸送用機器部品を作る市内の工場で5年間勤務している。最も品質管理の難しい部門を担当しており、工場長の信頼も厚い。ポルトガル語と日本語を自由に使える2人は日本語の苦手なブラジル人社員と会社のつなぎ役にもなっている。2人はかつて住んでいた公営住宅を活動拠点とする多国籍ヒップホップグループのメンバーでもあり、日本で生まれ育った外国人としての生き様や差別のリアリティを日本語のリリック(歌詞)に落とし込んで発信している。

この事例は一見すると、ブラジル人の家族戦略の成功例のように映る。家族で長期間にわたって日本に滞在し、子どもたちはポルトガル語と日本語の両方に堪能で、工場でも欠かせない存在となっている。親世代が労働市場から撤退しても、息子たちが住宅ローンを返済して地域に定着するように見える。しかし、息子たちはあくまでも間接雇用で働いているのであり、親世代と同様、脆弱な基盤の上で豊かさを享受しているにすぎない。この事例は、永住志向が明確な家族であっても、第二世代が教育達成の機会を逸するとプレカリアート的状況の再生産からの離脱が困難であることを示している。

7 おわりに:これからの課題

コロナ禍でブラジルからの新規入国がストップしている状態がいつまで続くのか, 現時点では予測がつかないが, 日本入国が可能となった時点で, かつてブラジルに帰国して再び日本に戻りたいと考えている人たちの受け皿はあるのだろうか。日本滞在の大前提となる就労環境はコロナ禍以前とは変わってゆくだろうし, 技能実習や特定技能の在留資格で入国するアジアからの若年労働力との労働市場における競合がこれまで以上に厳しくなる可能性もある。

日本で育った第二世代の中には、事例2のミユキさんのように大学に進学し総合職として活躍する者も現れ始めているし(池上、2019)、高校や専門学校を卒業して日本語能力が求められる事務職や販売職等、親世代とは異なる分野に進出する者もいる。こうした層が労働市場に参入することでブラジル人の職種の多様化はさらに進むものと思われる。一方、教育達成の機会が得られず、事例4の息子たちのように親世代と同様の間接雇用で工場での労働に従事する者が多数を占めるのが現実である。多数派となるこの層の就労安定化が進まないまま再び新たな危機にさらされた場合、これまでの危機の際と同様に生活基盤が崩壊するおそれがある。さらに、教育の機会そのものを十分に持つことができず、日本語はおろかポルトガル語も不十分なまま新たな家族形成段階に入る者もいる。言語基盤そのものの脆弱性ゆえ、福祉制度の対象になりがちな層である。

本稿では、1990年の改正入管法施行から30年にわたる時間の中で生じた、在日ブラジル人家族の変容の趨勢を描き出した。ブラジル人の日本へのデカセギは1980年代半ばに主として単身男性の短期来日から始まったが、1990年代半ば以降は家族滞在の増加や滞在の長期化といった定住化傾向を示すようになり、間接雇用による不安定就労を基盤としながらもブラジル本国との経済格差ゆえにトランスナショナルな労働移動が定着していった。そうした状況下で起きた2008年後半から2009年にかけての世界経済危機、2011年3月の東日本大震災と原子力発電所事故、そして2020年初頭からのコロナ禍といった大きな危機がブラジル人家族にもたらした影響の構図を最後にまとめたい。

世界経済危機や震災と原子力発電所事故に伴う経済変動はブラジル人家族に日本残留か帰国かの意思決定を迫る機会となり、日本在留を選択した家族の中では日本への長期滞在志向の主観的意識が形成された。世界経済危機時の日本政府による定住外国人支援の諸施策やコロナ禍の影響下での各種給付金は、ブラジル人家族の定住志向を支える物的制度的基盤となった。個々の家族に目を向けると、経済変動に応じてトランスナショナルな移動を繰り返す家族がある一方、日本に生活基盤を完全に移す家族が増えた。後者については、ブラジル本国に残った家族・親族との紐帯の脆弱化が進んでいる。日本国内の労働市場についてみると、長期にわたり日本に定住しているブラジル人(日本移住の第一世代)の高齢化が進み、技能実習生や特定技能の労働者など、新興移民労働者層との労働市場での競合による就労環境のさらなる不安定化が懸念される。他方で、日本で育った第二世代が成長し、家族内での主たる労働力の交代期に突入しつつある。第二世代については階層の上限と下限の格差拡大が認められ、教育達成を成し遂げた一部の者は親世代とは異なる職業への上昇

移動を経験する。しかし、多くの者は日本語能力の不足によって十分な教育達成の機会を得られず、 非正規雇用比率が依然として高いままであり、社会経済的な脆弱性は継続している。

これらの諸要因がコロナ禍でのブラジル人家族に影響を与えているが、事例3で取り上げたように、日本で暮らすブラジル人の高齢化が今後の大きな課題のひとつとなるだろう。ブラジル人高齢者には3パターンが認められる。第一は日本で長く暮らして子どもたちも日本で生活している人たちで、生活基盤が日本にある層である。第二は日本滞在が長くなり日本での永住を決意した子どもたちに呼ばれて来日した「家族呼び寄せ」の高齢者である。こうした層の中にはかつて日本でデカセギを経験してブラジルに帰国していた人たちも少なくない。第三は事例3のパウロさんのように、ブラジルの家族と切り離された単身高齢者である。2020年調査で一人暮らしと回答した92人について年齢層別の内訳をみると、50代が42.4%、60代以上が19.6%となっており、50歳を超える人たちが6割を占める。今後、第2、第3のパウロさんが現れても不思議ではない。

本稿冒頭で紹介したNHKの番組の一人芝居で登場した「ロベルト」には、じつはモデルとなったブラジル人がいた。公演の舞台となった団地の広場のベンチでひっそりと命を落とした高齢のブラジル人ホームレス男性である。事例3のパウロさんも、一歩間違えば第2の「ロベルト」になっていた可能性がある。従来はあまり顕在化しなかったブラジル人の高齢化への対応という視点が、今後は必要になってくるだろう。

- *1 ブラジルから来日した人々は日系二世,三世が大半を占め、その子どもたちに相当する四世もこんにちでは増えている。これら日系人と日系人の配偶者の非日系人を総称する語句として、本稿では「ブラジル人」という表現を用いる。
- *2 NHK「出演 イッセー尾形インタビュー」(https://www6.nhk.or.jp/nhkpr/post/original.html?i=27075, 2020 年 12 月 30 日アクセス)
- *3 出入国在留管理庁HP内「令和 2 年 6 月末における在留外国人数について」(http://www.moj.go.jp/isa/content/930006222.pdf, 2020 年 12 月 30 日アクセス)
- *4 1998年には「永住者」の在留資格の居住要件が20年から10年に短縮されるとともに、日本人の実子の場合は在留1年で永住資格が認定されることが確認されたため、それ以降永住者が急増することになった(山脇、2003:65)。のち法務省入国管理局が2006年に発表した「永住許可に関するガイドライン」により、「定住者」の場合は居住要件が5年に短縮され、ブラジル人に関しては永住資格取得傾向に拍車がかかった。永住資格取得は住宅や自動車、携帯電話等を購入するためにローンを組む際に利便性がある点も、永住者増加の背景として挙げられる。
- *5 ニッケイ新聞「四世ビザ条件緩和の動きなし=「現地の要望を本省に伝える」= 現時点はビザ発給が停止中」 (https://www.nikkeyshimbun.jp/2020/200904-71colonia.html, 2020 年 12 月 30 日アクセス)
- *6 横浜市鶴見区のように、ブラジル人であっても特定業種の自営業が目立つ地域もある(藤浪、2017)。
- *7 ブラジル人の場合、日系人としての身分による在留資格を得れば居住地選択や就労に制限はないが、多くの場合、日本側の労働需要に引き付けられて来日する。愛知県、群馬県等と並んで、静岡県(とりわけ西部地域)は輸送 田機器メーカーやその関連企業が集積するエリアのひとつである。
- *8 2009年2月に群馬県大泉町が取りまとめた「(南米系) 外国人への緊急アンケート調査集計結果」では、「希望する仕事がなければ、帰国を考えるか」との質問に対し、回答者477人のうち51.8%が「帰国を考えていない」と回答している。帰国を考える理由の第一は「仕事がないから」(31.1%) だが、帰国したとしても帰国前の生活

- 水準を維持できる仕事があるという保証はない。「帰国は考えていない」と答えた者(259人)が挙げた理由(複数回答)として一番多かったのは、「子どものために(教育・言語等)」(23.2%)だった。
- *9 「浜松市における外国人市民のメンタルヘルス実態調査」は 2008 年後半以降の経済状況悪化に伴うブラジル人市 民のメンタルヘルスの実態と傾向の把握を目的として 2009 年度に実施され、市の総合的自殺対策推進のための 基礎資料とされた。無作為抽出した 16 歳以上のブラジル人市民 5,000 人を対象とした郵送法による質問紙調査 (実配布数 4,085 部、回収数 721 部、回収率 17.6%) と、質問紙調査で個別面接調査に同意した方から選んだ 26 人に対する個別面接調査 (ブラジル人のメンタルヘルス専門家による 60 分から 120 分の半構造化面接) を実施した。調査結果報告書は浜松市精神保健福祉センターのホームページ上で公開されているが、ここで紹介する事 例も含め 4 人の自殺念慮者の事例については、ブライバシー保護の観点から紙媒体の報告書にしか掲載されていない。なお、この調査では来日以降の自殺念慮者は 62 人で、回答者 721 人の 8.6%を占めた。(「浜松市外国人市民のメンタルヘルス実際調査」https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sei-hokenc/soudan/seisin/suicide_measures/mental.html、2020 年 12 月 30 日アクセス)
- *10 2014年10月31日の第2回磐田市多文化共生社会推進協議会での業務請負会社スタッフの報告から。
- *11「再就職,新分野に挑戦 浜松・日本語教育の日系人」(2009年8月15日付け,静岡新聞朝刊) および「NHK たっぷり静岡 日系ブラジル人の心写す」(2008年8月28日放送),2009年9月のミユキさんへの聞き取りと浜 松国際交流協会の担当者への聞き取りによる。
- *12 浜松ではブラジル人コミュニティの顔役が4トントラックで被災地に毛布を運んだり、エスニック・ショップ経営者が関東在住の仲間にも呼びかけて福島県でシュハスコを提供したりした。また、ブラジル人市民が主導する形で、避難所等の外国人リーダーを養成する西部災害時言語支援センター「ウェスタン」が立ち上がった。
- *13 ブラジルの邦字紙ニッケイ新聞の編集長も、浜松のブラジル人コミュニティの顔役もこの見解に同意した。
- *14 2020年10月13日に静岡県が主催して非公開で開催された「外国人県民の支援を行う民間団体との意見交換会」と2021年1月15日に開催された日伯交流協会理事会での議論に基づく。前者については、筆者が静岡県多文化共生審議会で会の開催を提案し、当日はコーディネーターを務めた。後者については、理事の一人として参加しており、本稿で用いた資料を提示しながらブラジル人理事ら(元派遣会社経営者、エスニック・ショップ経営者、金融機関職員、ハローワーク通訳、ブラジル人学校関係者等)と意見交換した。
- *15 名古屋を中心とした東海地方の状況については小島(2020),神奈川県の状況については藤浪(2020)の報告が参考になる。
- *16 浜松市内のエスニック・ショップ経営者への2021年1月の聞き取りによる。
- *17 NHKナビゲーションスペシャル「デカセギ物語~日系ブラジル人たちの30年」(2020年9月4日放送)。

《参考文献》

- 池上重弘, 2010「個別面接調査の事例報告」浜松市精神保健祉センター『経済状況の変化とこころの健康に関するアンケート調査報告書(浜松市における外国人市民のメンタルヘルス実態調査)』浜松市精神保健福祉センター, 49~67 頁
- 池上重弘, 2019「静岡県内の大学における定住外国人学生在籍状況」『静岡文化芸術大学研究紀要』19 号, 115~120 頁
- イシ,アンジェロ,2009「大都市におけるデカセギ帰国者のジレンマと支援活動」『調査と社会理論』・研究報告書(北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室)28巻,235~257頁
- 石川雅典, 1998「日系ブラジル人のデカセギの長期化」佐藤 誠・フィールディング, アントニー・J編『移動と 定住——日欧比較の国際労働移動』同文舘, 93~121 頁
- 榎井 縁, 2019「教育――子どもの自己実現のために言語と文化の保障を」高谷 幸編著『移民政策とは何か――日本の現実から考える』人文書院、106~128 頁
- 大久保武、2005『日系人の労働市場とエスニシティ――地方工業都市に就労する日系ブラジル人』御茶の水書房
- 梶田孝道、1998「凝縮された移住サイクル――日系人にみる『デカセギ』の変容」『比較文明』14号、51~65頁
- 小島祥美, 2020「COVID-19 感染拡大化のなかで可視化された課題——東海地域から『見えたこと』」 『M ネット』 212 号、16~17 頁
- 田島久蔵・山脇千賀子、2003「デカセギ現象の20年をふりかえる――その特徴と研究動向」『ラテンアメリカ・

カリブ研究』10号, 1~10頁

- 早川智津子, 2020『外国人労働者と法――入管法政策と労働法政策』信山社
- 藤浪 海, 2017「ブラジル系移民コミュニティと第二世代男性の進路選択——横浜市鶴見区の学習教室の事例から」 『移民政策研究』9号、58~73 頁
- 藤浪 海, 2020「COVID-19 と移民の生活に寄り添う教育保障——ABC ジャパンの取り組みから」『M ネット』 212 号, 22~23 頁
- 山田鐐一・黒木忠正, 1994『わかりやすい入管法(第3版)』有斐閣
- 山脇啓造, 2003「日本における外国人政策の批判的考察——多文化共生社会の形成に向けて」『明治大学社会科学研究所紀要』41巻2号, 59~75頁

The Brazilian Family and Crisis:

30 Years After the Amendment to the Immigration Control Act in 1990

IKEGAMI Shigehiro

Shizuoka University of Art and Culture

Key Words: Brazilians, world economic crisis, COVID-19

The 1990 amendment to the Immigration Control and Refugee Recognition Act made it possible for Japanese-Brazilians to work in Japan, and since the mid-1990s, there has been an increase in the number of Brazilian families residing in Japan and a trend toward longer stays. However, the global economic crisis that followed the Lehman Shock in 2008 led to the collapse of the livelihoods of many Brazilians, whose fragile employment conditions were made even more unstable. More recently, the COVID-19 pandemic in 2020 once again caused high unemployment and instability in the lives of many Brazilian families. This paper reveals the impact of these crises on Brazilian families based on three data sets; nationallevel statistics were used to determine the age ranges and status of Brazilians residing in Japan; responses to surveys of foreign residents of Shizuoka Prefecture conducted in 2007, 2009, 2016, and 2020 were also analyzed to clarify the employment status of Brazilian families as well as their plans to stay in Japan; and selected case studies were used to highlight the responses of specific Brazilian families. As the settlement of Brazilian residents in Japan continues to progress, diversification of industries in which Brazilians work are slightly recognized. Furthermore, the increasing number of second-generation young Brazilians is starting to enter the Japanese labor market. On the other hand, the growing number of older Brazilians losing their jobs is becoming a serious problem.